

10 大学等との連携協力

(1) 単位互換

放送大学は、「単位互換」などを通じて、国内の他大学との間に相互連携を行い、協力事業を進めることを設立の目的としている。昭和61年に初めて単位互換協定を締結して以来、平成15年3月31日までに、国立大学との間で45校、公立大学との間で4校、私立大学との間で119校などの締結実績を示してきている。(単位互換締結校一覧と締結日については、資料編7、148ページを参照)

この結果、大学との間では合計で168校と単位互換協定を締結していることになり、平成14年度末で3,832人の特別聴講学生を受け入れている。平成14年度の日本の大学数は686校であるから、その約25%と単位互換を行っていることになる。

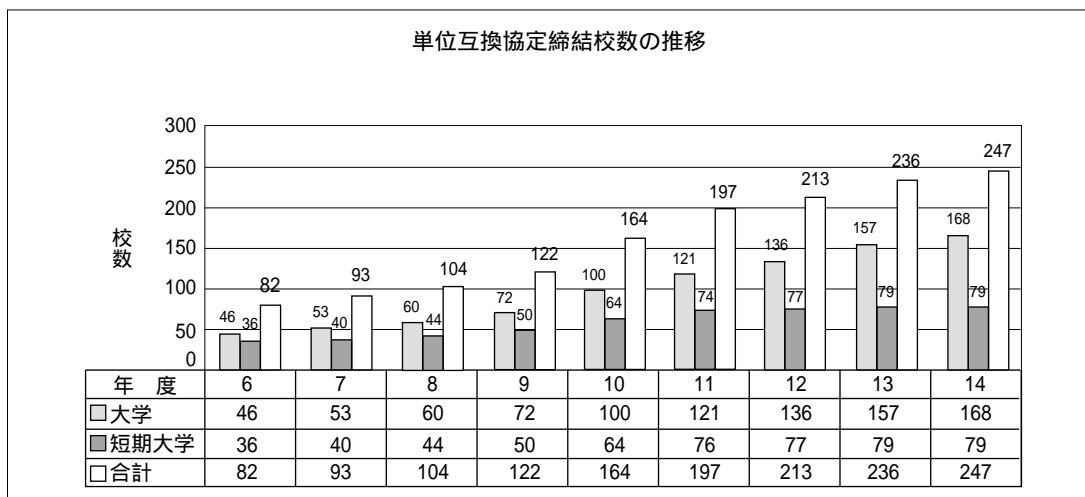
短期大学との連携協力については、平成15年3月31日までに、国立で4校、公立で3校、私立では72校にのぼっており、短期大学合計で79校と協定を結んでおり、547人の特別聴講学生を受け入れている。平成14年度の日本の短期大学数は541校であるから、その約15%との間で単位互換協定が締結されていることになる。

これらの単位互換締結校のなかでも、特別聴講生数が最も多いのは、金沢工業大学であり、平成12年の第1学期から平成14年の第2学期までの3年間累計で、5,597名が入学して、総計で延べ8,896科目を履修している。また、高知工科大学から、この3年間に、1,586名が入学し5,179科目を履修しており、さらに東海大学からも、340名が入学し2,422科目を履修している。公立大学では、秋田県立大学から、748名が入学し1,605科目を履修しており、国立大学では、岡山大学から、182名が入学し757科目を履修している。この結果、この3年間で、大学・短期大学合計すると、15,073名が入学し、全部で34,219科目が履修され、このうち単位修得率は特別聴講生全体平均で55.8%を記録している。

このように、単位互換協定締結校が増加したのは、第一に、平成3年に行われた大学設置基準および短期大学設置基準の大綱化によって、カリキュラム編成が弾力的になったこと、第二に、全国各地の学習センターが次第に増設され、また放送の全国化が行われたことによって、各地域の近隣大学にとって、放送大学の授業科目を利用し得るようになってきたこと、第三に、他大学が改革と充実を企画する一環として、多様で個性のある講義科目を設定するために、放送大学の授業科目に目を向けるようになってきたこと、第四に、

本学が単位互換協定を締結するための指針としての「単位互換案内」等のパンフレットを作成することなど、積極的に単位互換推進のための広報に努めてきたことをあげることができる。

単位互換協定締結校及び特別聴講学生数の推移



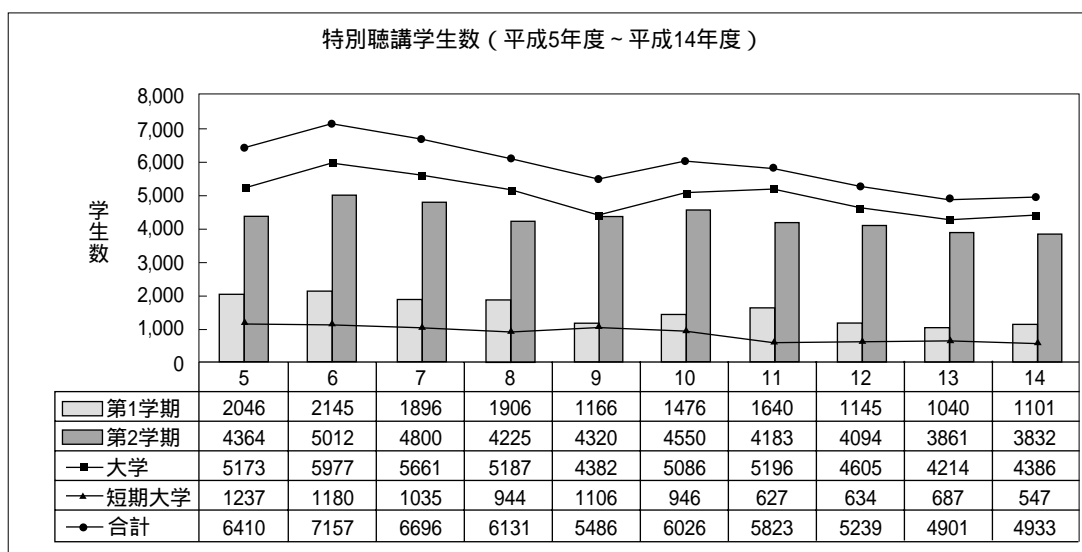
設置形態別内訳

	国立	公立	私立	合計
大学	45	4	119	168
短大	4	3	72	79
合計	49	7	191	247

(参考) 全国の大学・短期大校

	国立	公立	私立	合計
大学	99	75	512	686
短大	16	50	475	541
合計	115	125	987	1,227

大学教育研究会、短大・高専教育研究会監修全国大学一覧、全国短期大学一覧（平成14年度版）による。



けれども、このように単位互換校数自体は増加しているにもかかわらず、これらの互換校から受け入れている特別聴講生の人数は減少傾向にある。平成6年まで、互換校数と特別聴講生数がともに増加傾向を示し、一時は全体で7千人あまりまで達したが、その後多少持ち直しを見せた時期はあるが、全体としては減少傾向を続けている。

この点については、平成13年に「単位互換に関するアンケート」を単位互換校に対して実施している。この結果、特別聴講生数の減少には、6つほどの原因のあることが判明している。第一に、授業料の費用負担の問題がある。アンケート調査を行った大学の61%では単位互換する場合に、放送大学授業料の負担はその大学の学生自身が行うことになっており、他方授業料全額をその大学が負担するところは9%にとどまっている。このため、学生には追加的な授業料負担がかかってしまうため、単位互換科目受講には消極的になると考えられる。第二に、単位互換校の定期試験と時期が重なるため、受講生が放送大学授業科目の単位認定試験をとることができないという問題がある。第三に、すでに自大学への科目登録が多いため、単位互換校学生がさらに勉強する時間をとることができないという理由も挙げられている。このような単位互換校では、学生があえてそれ以上の放送大学の科目登録を行う動機が存在しないことになる。第四に、放送大学の単位修得が困難である、とする学生の評判も挙げられている。授業内容が難しい、試験が難しい、単位修得が困難であるなどの学生側の理由があげられ、実際に単位互換校学生の単位修得には困難があるとする結果が述べられている。第五に、放送大学の授業は、独学の部分が多く、単位互換校の学生にとっては効果的でないとする見解も指摘されている。第六に、放送大学の授業科目で、卒業要件に組み込むことのできるものが、分野によって限定的であるとする大学もある。これらの理由が重なり合って、協定締結時には盛んに行われた互換も時間を経るにしたがって、次第にそれぞれの締結校で科目登録が減少することにつながっていると思われる。

このような問題点を解決するためには、学生個人の負担の軽減、タイムスケジュールの柔軟化、さらには評価基準の柔軟化などの制度を整備して、継続的な単位互換制度を形成していかなければならない。

また、本学の単位互換制度では、放送大学は単位互換協定校の学生を受け入れてきたが、放送大学の学生が単位互換協定校で授業科目を履修することは認められなかった。しかし、平成9年12月の大学審議会答申「『遠隔授業』の大学設置基準における取扱い等について」の趣旨を踏まえ、平成10年度に

は、放送大学の全科履修生が他大学等との単位互換によって単位を修得した場合、それを面接授業単位として30単位まで認めることとした。これを受けて、平成11年度第2学期から千葉大学との間で、「双方向の単位互換」が実施されることになった。その後、3年間（平成11年度第2学期から平成14年度第1学期までの間）の、千葉大学から放送大学への特別聴講生は累計で33人、登録科目数は述べ45科目であり、放送大学から千葉大学への特別聴講学生は49人、登録科目数は述べ77科目にのぼっている。

平成14年度には、放送大学大学院が学生受入れを開始したことに伴い、「大学院との単位互換」も始められ、第2学期から、北陸先端科学技術大学院大学からの大学院生を受け入れている。

(2) 短大・高専との連携協力

放送大学は、「単位互換」制度以外にも、短大・高専等との間に「学位取得」などに関する連携協力を進めてきている。

平成3年7月に、国立学校設置法の一部が改正され、学位授与機構（平成12年度から「大学評価・学位授与機構」）が創設された。この結果、短期大学や高等専門学校の特攻科生が学士の学位を取得できる道が開かれた。

その際の学位取得条件として、まず大学の単位（16単位）を修得する必要があり、このため、16単位の全部または一部を放送大学の選科履修生または科目履修生として修得し、学士の学位の取得を目指す動きが見られるようになった。これにより、前述の「単位互換」制度とは異なる意味において、本学は各教育機関との間に「学位取得への連携協力」関係を結び、展開してきている。（なお、平成13年1月に大学評価・学位授与機構の規程が一部改正され、16単位以上の「大学の単位」は申請要件から削除された。）

短期大学との間の連携協力は、以下の経緯を辿ってきている。平成5年7月に「放送大学と短期大学との連携協力について」（学長裁定）を定め、学士（看護学） 学士（保健衛生学）及び学士（芸術学）の学位取得に資する放送大学の対応授業科目例を作成することになった。それとともに、放送教材の貸出しを行い、さらにその短期大学で単位認定試験を実施できることとした。

この場合、「入学手続きの特例」によるいわゆる「枠入学」制度により、集団入学者への便宜が図られた。学生募集期間中（第1学期のみ）に志願者個人の氏名が明らかにならなくとも、その短期大学が一定数を放送大学に入学させようとする場合には、その入学者をあらかじめ確保して合格させることができる制度である。これによって、単位互換の際、放送大学と他大学と

の間で生ずる「手続き期間のずれ」が解消されるという便宜があった。さらに、集団入学には、入学料の割引も適用された。

国立高等専門学校との連携協力については、平成4年3月に「放送大学と国立高等専門学校専攻科との連携協力について」(学長裁定)を定めた。これによって、学位授与機構の認定を受けた専攻科を持つ国立高等専門学校を「放送大学連携協力校」とし、その高等専門学校の教員を放送大学の学習相談講師あるいは試験監督員として指名したり、その高等専門学校の施設で単位認定試験を実施したりする等の取扱いを行うこととした。また、集団入学の特例である「枠入学」、「入学料の割引」等の制度も適応された。そして、放送大学に入学する協力校の学生は、最寄りのいずれかの放送大学学習センターに所属することになった。

この結果、「放送大学連携協力校」は、平成15年4月1日現在で、短期大学では19校になり(このうち2校は平成14年度から学生募集を停止している。)高等専門学校では35校となっている。

連携協力校一覧(短期大学)

(平成15年4月1日現在)

No.	短期大学名	実施年月	備 考
1	信州大学医療技術短期大学部	6年2月	
2	京都嵯峨芸術大学短期大学部	6年2月	
3	成安造形短期大学	6年2月	平成14年度より学生募集停止
4	常葉学園短期大学	7年2月	
5	高岡短期大学	7年2月	
6	山口大学医療技術短期大学部	8年7月	平成14年度より学生募集停止
7	尚綱短期大学	8年7月	
8	新潟工業短期大学	8年7月	
9	トキワ松学園横浜美術短期大学	8年7月	
10	新島学園女子短期大学	9年8月	
11	富山県立大学短期大学部	10年2月	
12	熊本大学医療技術短期大学部	10年2月	
13	東北大学医療技術短期大学部	11年2月	
14	夙川学院短期大学	11年7月	
15	北海道大学医療技術短期大学部	12年2月	
16	産業技術短期大学	12年9月	
17	札幌大谷短期大学	12年12月	
18	高知学園短期大学	13年2月	
19	郡山女子大学短期大学部	13年2月	

は国立、 は公立

連携協力校一覧（高等専門学校）

（平成15年4月1日現在）

No.	学 校 名	実施年度	備 考
1	奈良工業高等専門学校	平成4年度	
2	新居浜工業高等専門学校		
3	仙台電波工業高等専門学校	平成5年度	
4	富山工業高等専門学校		
5	鈴鹿工業高等専門学校		
6	久留米工業高等専門学校		
7	秋田工業高等専門学校	平成6年度	
8	豊田工業高等専門学校		
9	八千代工業高等専門学校		
10	群馬工業高等専門学校	平成7年度	
11	岐阜工業高等専門学校		
12	札幌工業高等専門学校	平成8年度	市立
13	沼津工業高等専門学校		
14	明石工業高等専門学校		
15	阿南工業高等専門学校		
16	北九州工業高等専門学校		
17	津山工業高等専門学校	平成9年度	
18	宇部工業高等専門学校		
19	佐世保工業高等専門学校		
20	宮城工業高等専門学校	平成10年度	
21	福井工業高等専門学校		
22	神戸市立工業高等専門学校		市立
23	呉工業高等専門学校		
24	旭川工業高等専門学校	平成11年度	
25	小山工業高等専門学校		
26	高松工業高等専門学校		
27	長岡工業高等専門学校	平成12年度	
28	舞鶴工業高等専門学校		
29	高知工業高等専門学校		
30	熊本電波工業高等専門学校		
31	鹿児島工業高等専門学校		
32	一関工業高等専門学校	平成13年度	
33	茨城工業高等専門学校		

34	育英工業高等専門学校	平成13年度	私立
35	有明工業高等専門学校		

(3) 専修学校との連携協力

平成10年11月に「放送大学と専修学校との連携協力について」(学長裁定)を定めて、専修学校との連携協力を図ってきた。この目的は、第一に放送大学が提供する教育機会を拡大して、専修学校生の単位修得へも拡充を図ること、第二に専修学校の専門課程での教育の充実を図ることである。

専修学校との間に連携協力協定が締結されると、放送大学はその専修学校と「履修開始時期」「履修科目と履修予定者数」「単位認定試験の実施場所」「入学料・授業料の納入方法」等について協議を行い、履修する専修学校生の集団での入学を確認することとしている。その手続きの際に、国立高等専門学校と同様に、集団入学の特典を定めている。例えば、「枠入学」「入学料の割引」「単位認定試験会場の選択」等で、集団入学にともなう優遇措置がある。

連携協力校一覧(専修学校)

(平成15年4月1日現在)

No.	短期大学名	実施年月	備考
1	静岡医療科学専門学校	平成11年3月	
2	読売東京理工専門学校		
3	北東北鍼灸福祉専門学校	平成12年7月	
4	京都国際建築技術専門学校	平成14年7月	

(4) 高等学校との連携協力

高等学校における教育充実と放送大学の教育拡充を目的として、平成12年9月に「放送大学と高等学校との連携協力について」(学長裁定)が定められた。この際、前述の専修学校の場合と同様、集団入学の特典を受けることができ、そしてさらに、授業用のビデオ・テープやオーディオ・テープ及び教員用の印刷教材が無償で貸し出されることになった。

これを受けて、平成13年3月には、公立の「鹿児島県立武岡台高校」と私立の「千葉未来高等学校」との間で協定が結ばれ実施されている。また、平成14年3月には「福岡県立博多青松高等学校」、6月には「東京都立八潮高等学校」との間で締結され実施されている。

これらの高等学校では、放送大学で修得された単位がそのままその高等学

校の正式単位として認められる。この措置は、「学校教育法施行規則第63条の4第1号」に基づく。放送大学で修得した単位は、その高等学校長の判断で、高等学校の卒業に必要な単位として認定されている。集団入学の特典や優遇措置等は国立高等専門学校等と同じである。

連携協力校一覧（高等学校）

（平成15年4月1日現在）

No.	学校名	実施年月	備考
1	千葉未来高等学校	平成13年3月	私立（旧校名鴨川第一高校）
2	鹿児島県立武岡台高校		公立
3	福岡県立博多青松高等学校	平成14年3月	公立
4	東京都立八潮高等学校（定時制課程）	平成14年6月	公立
5	広島県立祇園北高等学校	平成14年7月	公立

連携協力校の推移

	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	合計
短期大学	-	3	2	-	4	1	3	2	4	-	-	19
高等専門学校	2	4	3	2	5	3	4	3	5	4	-	35
専修学校	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-	4
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	5

以上、見てきたように、放送大学は、他大学・短期大学との単位互換をはじめとして、大学評価・学位授与機構への学士申請のための利用を主としている短期大学・高等専門学校、さらに、自校の教育内容の充実を図るための利用を行う専修学校・高等学校との間に、それぞれ連携協力を結んできている。これらを推進することは、各教育機関との間で、それぞれの教育の改善に寄与する意味を持つ。

けれども、これらの制度の運営には特別聴講生数の減少に見られるような問題点も少なくない。今後も放送大学は、これらの問題点を解決して、今後も可能な限り積極的にこれらの連携協力に対応していくことが必要である。